

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 デジタル都市推進課
データ管理活用G
主幹 渡辺

供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査係長	係員
件名	令和８年第２回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日時	令和８年６月１９日（金）午後３時００分から午後３時３０分					
場所	市役所本庁舎５階第１委員会室					
主催者	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会 会長 周 作彩					
出席者	（委員）周会長、有川副会長、伊藤委員、伊澤委員、鴻巣委員、田島委員、岡澤委員 （事務局）平野次長、栗山課長、小崎課長補佐、木下係長、記録者					
欠席者						
傍聴人	０人					
議事録署名人	有川委員、伊藤委員					
〈会議の内容〉 １．開会 ２．議事 （１）附属機関の会議開催に係る事前公表の規定について （２）その他 ３．閉会						
１ 開会						
事務局	本日は大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 それでは、ただいまから令和８年第２回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 まず初めに、本日の出席状況です。本日は委員の皆さま全員の出席となり、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第３条第２項の規定により、本会議は成立していることをご報告させていただきます。 それでは議事に入る前に会長から一言ごあいさつをお願いいたします。					
周会長	皆さんこんにちは。 だんだん暑くなって参りました。 暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。 本日の議題は多くはございませんが、いつものとおり貴重なご意見等をいただければと思っております。 どうぞよろしくお願い申し上げます。					
事務局	ありがとうございました。 次にこの４月に人事異動ございましたので、ご紹介をさせていただきます。 総合政策部次長として、総務部財政課より異動して参りました平野でございます。 《平野次長あいさつ》					

	また、他の事務局職員の方はご覧のとおり異動ございませんので、引き続きよろしくお願ひいたします。 続きまして、本日の会議運営について1点お願ひがございます。 本会議は公開の対象となる会議であり、後日、市公式ホームページにて皆様の発言の内容も含めた審議内容を議事録として公開させていただきます。 議事録作成のため、ご発言の内容を録音させていただきますので、ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを押してから発言をお願ひいたします。 発言が終わりましたら、マイクのスイッチを切っていただけますよう、あわせてお願ひいたします。 発言の内容に個人情報など公開できない情報がございました場合には、マスキングなどの加工をさせていただきますことをご了承いただければと思います。 それでは、この後の進行につきましては会長にお願ひしたいと思います。
周会長	はい。 それでは進行させていただきます。 まず初めに本審査会は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となっております。 まず傍聴人の確認をいたします。 本日はいらっしゃいません。 それでは続きまして本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。 有川委員と伊藤委員にお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。
有川委員・伊藤委員	《了承》
周会長	会議録ができ上がりましたら確認署名をお願ひいたします。 それでは議事の方に入って参りたいと思います。 まず(1)附属機関の会議開催に係る事前公表の規定についてという議題でございます。 事務局からご説明をお願ひいたします。
2 議事 (1) 附属機関の会議開催に係る事前公表の規定について	
事務局	《議事(1)について説明。》
周会長	ただいまの議事につきましてご質問等はございますか。
田島委員	資料の6ページの「改正の根拠」のところで、延べ傍聴人数が51人いますが、そのうち市公式ホームページで会議開催を知った件数が30件、次いでその他が19件と結構な割合を占めています。その他について、こういった形で会議を知ったのでしょうか。
事務局	例えば、その会議に参加している方の随行者であったり、委員として参加している大学の先生のゼミ生などその他の大部分は、その会議に参加されてる方の関係者となっております。
田島委員	会議開催の事前公表では、市役所と出張所、各コミセンで掲示しているということでしたが、お知らせの様式や内容などは掲示場所により異なるもののでしょうか。

事務局	掲示場所に限らず同一の文書を掲示しています。掲示方法については、例えばコミセンであれば、所管する地域づくり推進課に掲示依頼を行い、各コミセンの職員に掲示してもらっています。
田島委員	資料にお知らせの作成等に掛かる業務時間が掲載されていますが、コミセンの職員の作業時間も含めて年間 125 時間ぐらいということですか。
事務局	コミセン職員の作業時間は計上しておりません。デジタル都市推進課で会議開催のお知らせを作成したり、掲示依頼の決裁手続きなどにかかる時間が年間 125 時間程度あるということです。
周会長	他にはいかがでしょうか。 実際に利用されていないという現状があるならば、掲示場所を減らすことで、時間の節約につながるのではと思います。 また、資料中の「その他の改正」のところで、なぜこの条例が制定された段階で、こういう食い違いが生じたのでしょうか。
事務局	手元資料では改正年が分かりかねますが、当初の条例だと閲覧という言葉で規定されていました。その後、同条例が途中で“提供”という言葉に改正をされた経緯がございました。 おそらくその改正のときに、規則の改正まで至らなかったものと思っております。そのため今回の改正のタイミングで、表現を揃えようとするものでございます。
周会長	制定当初の条文ではなかったということですね。 ありがとうございます。 それではこの件に関しては以上でよろしいでしょうか。 特に異議がないということでよろしく願いいたします。 次に、(2) その他について何か事務局の方でご用意いただいているものがございますか。
2 議事 (2) その他	
事務局	情報公開条例の改正に関する現状について、ご報告いたします。 一昨年より、委員の皆様には本条例の改正に向けた貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。 これまで当課では、人事行政課において進められていた「公文書等の管理に関する条例」の制定に併せ、情報公開条例の改正の検討を進めてまいりました。特に、同条例に規定される予定であった「歴史公文書」の取り扱いにつきましては、情報公開条例にも影響が及ぶことから所要の改正案を検討し、皆様からも様々なご意見を伺ってきたところでございます。 しかしながら、現在、人事行政課における「公文書等管理条例」の制定に向けた動きが一旦休止となりました。これに伴いまして、連動して進めておりました情報公開条例の改正手続きにつきましても、一旦動きを止めざるを得ない状況となっております。 一方で、これまで検討してまいりました、いわゆる「存否応答拒否」に関する規定の整備や、非開示情報に関する「個人情報保護法などとの表現の統一」といった事項につきましては、引き続き改正を行う必要があると認識しております。

	つきましては、これらの改正事項に関しましては、今後の状況や適切なタイミングを見計らいながら、改めて条例改正に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 これまでの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、改正の際には改めてよろしくお願いいたします。 以上です。		
周会長	はい。 ありがとうございます。 当初、特に歴史公文書に関しても情報公開条例に関連してくるということで、この審査会の委員にもそういった専門の方を入れた方がよろしいのではないかとといったような話もあったかと記憶しております。 今回の会議は任期中最後の審査会となりますが、情報公開条例の改正につきましては、引き続き次期の審査会にて審議等をお願いできればと思います。 今回の議題は以上でございますが、ご意見等はございますか。 特にないようでしたら、最後、事務局からご報告などはありますか。		
事務局	特になし。		
周会長	ありがとうございます。 それでは令和8年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。		
閉会			
次回会議予定	7/29（水）		
情報公開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日